

第3次十和田市行政改革大綱

平成 27 年 3 月

十和田市

目 次

第1 行政改革の基本方針

1	行政改革の必要性	1
2	行政改革の視点	1
3	行政改革の推進期間	1
4	実施計画	2
5	行政改革の推進に当たって	2

第2 行政改革の取組方策

1	業務改善等による効果的な行政経営	3
(1)	事務処理の効率化及び行政サービスの質の向上	3
(2)	民間活力活用の推進	3
(3)	組織規模及び任用・給与等の適正化と人材育成等の推進	3
(4)	自主性・自立性の高い財政運営の確保	4
2	市民と行政との協働	4
(1)	市民との協働の推進	4
(2)	市民参画の推進	4
3	公共施設等の再編整備による資産の総合的な利活用	4
(1)	公共施設等の総合的な管理と適正配置	5
(2)	公共施設等市有財産の利活用の最大化	5
4	定住自立圏を活用した広域行政の推進	5
(1)	広域事務処理の拡大による行政サービスの向上	5
(2)	公共施設の相互利用と適正配置	5

第1 行政改革の基本方針

1 行政改革の必要性

本市は、これまでも最少の経費で最大の効果をあげるため、様々な行政改革への取り組みを行ってきました。

また、平成17年度から平成21年度までの行政改革(第1次行政改革)及び平成22年度から平成26年度までの行政改革(第2次行政改革)では、行政は市民とともに行政改革に取り組み、概ね計画どおりの成果をあげていますが、人口減少により、現在の行政サービスの維持、特に全ての公共施設等の維持更新が難しくなるおそれがあるなど、本市の行政運営を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

このため、今後も安定した行政経営を行い、地域社会の健全な発展を目指すためにも、上十三・十和田湖広域定住自立圏の枠組みを最大限に活用した事務の共同化や、老朽化した公共施設等の再編整備など広域的連携を図りながら、これまで以上に徹底した行政改革を推し進める必要があります。

2 行政改革の視点

人員やコストの削減を主眼とした「量の改革」と、「サービスの向上」や「市民の満足度」といった市民目線に立った「質の改革」の視点で行政改革に継続して取り組むこととします。

- 業務改善等による効果的な行政経営
- 市民と行政との協働
- 公共施設等の再編整備による資産の総合的な利活用
- 定住自立圏を活用した広域行政の推進

3 行政改革の推進期間

平成27年度から平成31年度までの5か年とします。

4 実施計画

大綱に基づく実施計画を策定し、これに基づき具体的に取り組みを進めます。なお、実施計画は、必要に応じ、見直しを行うこととします。

5 行政改革の推進に当たって

本市の行政改革は、市のホームページや広報紙において公表するほか、市民で構成する「十和田市行政改革推進懇談会」の意見を伺うなど、市民や各種団体をはじめとする多様な主体との協働により推進していくこととします。

第2 行政改革の取組方策

1 業務改善等による効果的な行政経営

第2次行政改革の取組を継続するとともに、必要な見直しや未実施項目の推進に取り組みます。

(1) 事務処理の効率化及び行政サービスの質の向上

最少の経費で最大の効果をあげる観点から、事務事業を点検、評価し、各種業務の見直しによる効果・効率的な行政経営に取り組みます。

また、窓口サービスをはじめ市民の利便性を高めるため、市民目線に立った行政サービスの質の向上に取り組みます。

(2) 民間活力活用の推進

限られた行政資源の「選択と集中」を行うため、「民間にできることは民間に」を基本に、民間活力の活用を推進します。

具体的には、公の施設の管理については、更なる指定管理者制度の導入を図るほか、事務事業の民間委託や民営化などを進めます。

(3) 組織規模及び任用・給与等の適正化と人材育成等の推進

事務事業等の見直し及び職員の能力向上により、組織の合理化と活性化を図り、組織規模と配置職員の適正化に取り組みます。

また、地方公務員法の一部改正に伴う職員の人事評価制度を本格導入するとともに、社会経済情勢の変化や能力・業績に基づく任用・給与等の適正な人事管理を行います。

併せて、人材育成のための計画的な研修の実施や再任用制度の活用により、職員の徹底した意識改革を促すとともに、職員の資質の向上を図ります。

(4) 自主性・自立性の高い財政運営の確保

費用対効果の観点で歳出の削減に取り組みます。

また、歳入については、税収入の確保をはじめ、新たな収入確保に取り組むとともに、受益者負担の適正化に努めます。

財政の健全性を維持・向上するため、基金に依存しない財政運営に努めます。

2 市民と行政との協働

多様化する行政ニーズに対し、多くの市民が各自の多彩な知恵と創造性を活かして活躍できる環境づくりに努めるとともに、行政サービスを提供するうえでも「市民」の力を発揮しやすい環境づくりに取り組みます。

さらに、市民への積極的な情報公開に努め、行政の透明性の向上と説明責任を徹底し、市民の力を活かした行政経営を推進していきます。

(1) 市民との協働の推進

市民との協働によるまちづくりを進め、市民、行政、民間事業者がそれぞれ連携し、地域の課題の解決等に努めます。

また、事務事業の推進に当たっては、その成果を市民とともに検証し、市民満足度の向上に努めます。

(2) 市民参画の推進

各種団体が自立し、独自の運営ができるよう、情報提供を行うなど必要な活動支援に努めます。

3 公共施設等の再編整備による資産の総合的な利活用

資産を総合的に把握し、より効率的な利活用に取り組みます。

また、公共施設等の更新に係る将来負担が大きな課題となっているため、再編整備に取り組みます。

(1) 公共施設等の総合的な管理と適正配置

施設・設備等の利用状況をはじめ、経営コスト、老朽化の度合い、今後必要とする改修経費、代替施設の有無等を総合的な視点から評価・分析し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行います。

(2) 公共施設等市有財産の利活用の最大化

資産を有効活用するため、資産の現状を「目的」、「価値」、「保全」、「利用」といった観点で総合的に捉えることのできる体制をつくり、これまでの「管理」から「活用」への強化を図ります。

4 定住自立圏を活用した広域行政の推進

上十三・十和田湖広域定住自立圏構成自治体との事務の共同処理などについて導入や効率的な運営を進め、広く地域の力を活かした行政を運営します。

(1) 広域事務処理の拡大による行政サービスの向上

規模の拡大によって効率化が図られる事務について、広域的な共同処理を進めます。また、各自治体の実施する各種情報を共有し広く発信することで、相互交流を図るとともに、行政サービスの向上に努めます。

(2) 公共施設の相互利用と適正配置

圏域住民が圏域内の公共施設を相互に利用できる環境を整えます。また、全ての自治体が同じような施設を持つという行政の非効率を回避し、広域的連携に基づいた各種施設の再編を検討します。